

平成21年度定期監査（6）監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定により、平成21年度定期監査（6）を下記のとおり実施したので、同条第9項の規定に基づきこれを提出する。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成21年11月6日から同月11日までの間において実日数4日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成21年度練馬区監査基本計画に基づき、監査対象部課および課の所管する施設における平成20年度の財務に関する事務の執行において、地方自治法第2条第14項および第15項の趣旨に則って、予算の執行、契約、会計および財産管理等が適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

(3) 監査の視点

各事務事業について、予算の執行は適正かつ効果的か、会計処理は適正か、サービス管理ならびに現金および郵券等の管理は適正か、業務委託をはじめとする各種契約の締結、履行内容は適正か、補助金執行は適切か、的確な施設管理が行われているか等について監査を実施した。さらに以下の視点を重点にして監査を実施した。

ア 業務委託等について、受託事業者への指導監督が適切に行われているか。また、報告書や精算書の内容確認を十分行っているか。

イ 随意契約は、適正に行われているか。また、権限を超えた契約、不当な分割契約がなされていないか。

ウ 収納金は、適正に処理、管理され、区に払い込まれているか。

(4) 監査対象部課

ア 区長室

広聴広報課、秘書課

イ 会計管理室

ウ 行政委員会事務局等

議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局

エ 石神井庁舎内各課

総務部総務課、区民部戸籍住民課、区民部収納課、区民部国保年金課、福祉部石神井総合福祉事務所

- 2 監査の結果
適正に行われていた。